

○たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱

平成30年3月26日
告示第65号

(目的)

第1条 この告示は、本市空き家バンク制度を利用して空き家等を売却し、賃貸し、購入し、又は賃借しようとする者に対し、予算の範囲内で空き家家財道具等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市空き家バンクへの登録促進及び市内空き家等の有効活用を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 たつの市空き家情報登録制度実施要綱（平成26年告示第76号。以下「空き家バンク要綱」という。）第9条の規定により登録している空き家等をいう。
- (2) 空き家バンク制度 空き家バンク要綱第2条第3号に規定するシステムをいう。
- (3) 所有者等 空き家バンク要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (4) 購入者等 第1号に規定する空き家等を購入し、又は賃借する者をいう。
- (5) 家財道具等 空き家等に残置された家具、電化製品、衣類、食器類等の不用品をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件は、空き家バンク制度を介して売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家等（以下「対象空き家等」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第2条第3号に掲げる所有者等又は同条第4号に掲げる購入者等であること。
- (2) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 第1号に掲げる者が市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 対象空き家等に対し、この告示による補助金の交付を受けたことがないこと。
ただし、同一物件が再度空き家等となった場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、対象空き家等における家財道具等の撤去

及び処分に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが撤去する場合において、当該申請者的人件費及び処分する家財道具等を売却して収入を得るものについては、対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、上限を10万円とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、空き家家財道具等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 対象空き家等に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 撤去前の家財道具等の状況が分かる写真
- (4) 市区町村税の納税証明書
- (5) 家財道具等の撤去に係る所有者等の同意書（購入者等が撤去する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、空き家家財道具等撤去費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、空き家家財道具等撤去費補助金却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、事業が完了したときは、空き家家財道具等撤去費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 家財道具等を撤去した後の空き家等の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（完了後の調査）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告があった場合において、必要と認めるときは、現地を調査することができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第9条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家家財道具等撤去費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、空き家家財道具等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、空き家家財道具等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日告示第21号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

空き家家財道具等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

空き家家財道具等撤去費補助金の交付を受けたいので、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第2号)
- (2) 対象空き家等に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 撤去前の家財道具等の状況が分かる写真
- (4) 市区町村税の納税証明書
- (5) 家財道具等の撤去に係る所有者等の同意書 (購入者等が撤去する場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業内容

空き家バンク 物件登録番号	第 号	
対象空き家等の 所在地	たつの市	
所有者等の住所、 氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()
購入者等の住所、 氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()
事業実施 予定期間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

2 経費の内訳

項目	補助対象経費（税込）	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※原則として、補助対象経費の内容等が分かる書類を添付してください。

3 交付申請額の算定

補助対象経費	円		
交付申請額の 算定	補助対象経費 円	補助率 × 1/2 =	交付申請額（上限10万円） 円 (1,000円未満切捨て)

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

空き家家財道具等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家家財道具等撤去費補助金の交付については、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第8条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 交付決定対象者は、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定対象者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

空き家家財道具等撤去費補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家家財道具等撤去費補助金については、下記のとおり交付することを却下したので、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第5号（第9条関係）

空き家家財道具等撤去費補助金実績報告書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた空き家家財道具等撤去費補助金について、次のとおり実施したので、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 事業実施期間 着手日 年 月 日
完了日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 家財道具等を撤去した後の空き家等の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

事業報告書

1 事業内容

空き家バンク 物件登録番号	第 号	
対象空き家等の 所在地	たつの市	
所有者等の住所、 氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()
購入者等の住所、 氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()
事業実施期間	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日

2 経費の内訳

項目	補助対象経費（税込）	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

3 補助金の額の算定

補助対象経費	円		
補助金の額の 算定	補助対象経費 円	補助率 × 1/2 =	補助金の額（上限10万円） 円 (1,000円未満切捨て)

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

空き家家財道具等撤去費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった空き家家財道具等撤去費補助金の交付については、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第11条の規定により、交付することを確定したので通知します。

記

1 補助金の交付確定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 交付決定対象者は、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定対象者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第8号 (第12条関係)

空き家家財道具等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた空き家家財道具等撤去費補助金について、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
支店名	本店・支店 出張所	支店コード				
預金種別	普通・当座 (いずれかに○)					
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

(注意事項)

- ・請求金額の訂正是無効です。
- ・口座名義人は申請者と同一人としてください。

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長 印

空き家家財道具等撤去費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした空き家家財道具等撤去費補助金については、下記の理由により交付の決定を取り消しましたので、たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱第13条の規定により通知します。

記

取消しの理由

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第13条関係)